

6 章 運 送

荷造り 54 条

ガセット・添接板・添接山形鋼・横構山形鋼などの小形品は、同形のものを集めてボルトで締めつけるか、鉄線で堅固にしぼるかして荷造りをし、運搬中の散逸を防止しなければならない。

現場リベット・ボルト・座金などの小物は、各構造部分につき同一種類ごとに袋包みし、各袋ごとに荷札をつけ、これらを木箱に納め、その表面には内容物の種別・寸法・数量を明記しなければならない。木箱1個に納めたものの重量は 50 kg を超えないのがよい。

〔解説〕

荷造りのときに注意しなければならないことを規定したものである。

荷造りは内容物が損傷したり散逸したりしないように十分防護するとともに、取扱いやすくし、安全に運搬できるようにしなければならない。損傷防護については57条で述べてあり、この条では小物類について述べてある。

ガセット・添接板・添接山形鋼・横構山形鋼などは同じ形ものが多数あり、1枚または1本ずつばらばらで運搬すると取扱いに不便なばかりでなく、散逸しやすいから、リベット穴にボルトを通して締めつけるか、鉄線で堅くしぼっておかななければならない。

次に現場リベット・ボルト・座金などの小物は、各構造部分ごと、たとえば簡単なプレートガーダーで各連ごととか、トラスであれば第何連目の床ゲタ・縦ゲタ・主構などといったように区分して、同一種類ごとに袋（普通は麻袋）に包み、各袋ごとに内容物を明記した木札をつけ、更にこれを木箱に納め、その表面に内容物の種別、寸法、数量を明記して、現場到着後の整理や架設作業に便利にするのである。総重量を 50 kg 以下にするのは取扱いやすくするためである。

現場リベット 55 条

現場リベットは、リベット径および長さの異なるごとに所要数のほかに、その10%に10本を加えた数を供給するのを標準とする。

〔解説〕

現場リベット数は架設作業中の打ちそこないや紛失を考慮して、設計上の所要数よりも余

裕をみておかなければならない。ただし所要数ごく少数の場合には適宜余裕を小さくしてよいものとして“標準とする”としたのである。

現場ボルトについては別に規定していないが、この条に準じて、適当な予備数量を供給しなければならない。

発送通知 56 条

請負者は完成した製作物の発送の前に、運送方法・発送期日および荷造り明細を監督者に通知しなければならない。

〔解説〕

請負者が完成した工作物を発送する前に監督者に通知しなければならない事項を規定したものであって、監督者はこの通知により現場で必要な措置を講ずるものとする。

運送方法とは鉄道輸送・船舶輸送・自動車輸送などの別である。荷造り明細書には、内容物の記号・形状・寸法・数量・重量・容積などを明記しなければならない。

損傷防護 57 条

運搬中に損傷のおそれがある部分は、発送まえに特に堅固に荷造りしなければならない。

〔解説〕

運搬中に損傷のおそれがある部分、たとえばケタのスラブ止め、ケタあるいは弦材などに取り付けられたガセット、部材添接部などのべらべらした部分などは、木製のわくなどで堅固に荷造りし、また支承の仕上面など損傷・腐食しやすい部分の荷造りはサビ止めにも十分注意して行わなければならないことを規定したものである。

運送 58 条

部材は損傷しないように注意して運搬しなければならない。起重機による部材の取り扱いに際しては、レーシングバーなどを損傷しないように特に注意しなければならない。運搬中に生じた破損部分の処置は監督者の指示に従わなければならない。

〔解説〕

部材は重量物が多いから運送中損傷し易いので、請負者は部材の積込み取卸し中の取り扱い、運送中の部材の配置などに十分注意して、部材を損傷しないようにしなければならない。特にレーシングバーなど細い材片を起重機のハッカーでいためたりすることのない

よう、細心の注意を払う必要がある。

運搬中に破損した部材を監督者に無断で処置してはならない。必ず監督者に申し出て、その指示によって改作または手直ししなければならない。